

大学博物館等協議会会則申し合わせ事項

平成10年11月27日制定

平成11年 3月16日改正

平成19年 6月 8日改正

1. 大学博物館等協議会会則（以下「会則」という。）第5条に規定する役員、第6条に規定する役員の選任及び第7条に規定する役員の任期については次のとおりとする。

（1）会則第5条に定める役員は、第2条に定める会員博物館等の館長から選任するものとし、役員が辞職を申し出た場合、博物館等に所属しないこととなった場合又は館長でなくなった場合には、その職を解くものとする。

（2）職を解かれた役員が所属していた博物館等の新館長が、次期協議会までの間、前職を引き継ぐこととする。

（3）役員が任期途中で交替した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 協議会を欠席する会員は、次の手続きをとることができる。

（1）協議会に関する一切の権限を会長へ委任する旨を記載した委任状を提出することができる。

（2）委任状を提出した会員は、協議会の定足数に加える。ただし、議決にあたっての出席会員数には加えない。

3. 申し出により入会を希望する博物館等以外で会長が必要と認めたものは、オブザーバーとして協議会に参加することができる。オブザーバーは、会費を納入しなければならない。

4. 会費額は1館につき、1年10,000円とする。

附 則

この申し合わせ事項は、平成10年11月27日から施行する。

附 則

この申し合わせ事項は、平成11年3月16日から施行する。

附 則

この申し合わせ事項は、平成19年6月8日から施行する。